（別紙）

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

【農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案】

御意見の内容	御意見に対する考え方
１．意見の内容 本改正案において、「認定鉄塔等提供事業者」を認定電気通信事業者と同様に農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規制の例外とする措置については、基本的には賛成する。 ただし、本措置は農地規制の例外範囲を拡張するものであり、特に農地転用や開発行為に係る許可が不要となる対象が追加される点に鑑み、その公益性の判断及び運用の在り方については、より慎重かつ明確な整理が求められる。 （理由） 第一に、インフラシェアリングは設備の集約化を通じて鉄塔設置の重複を回避し、結果として農地転用の抑制に資する合理的かつ効率的な手法である。一方で、認定鉄塔等提供事業者は設備の貸与を主たる事業とする点において、従来の電気通信事業者と比較して収益事業としての側面が強い。このため、公益性の評価については、単に認定の有無にとどまらず、設置の必要性や代替可能性を含めた実質的な検証が必要である。 第二に、本改正により農地転用や開発行為に係る許可が不要となる範囲が拡大されることから、従来の個別審査によって担保されてきた農地保全機能が相対的に低下するおそれがある。このため、許可手続に代替し得る基準や確認プロセスを明確化し、農地の分断や営農環境への影響が適切に評価される仕組みを確保することが必要である。 第三に、農村地域における通信基盤整備の重要性は十分に理解されるものの、鉄塔等の設置は景観や生活環境に影響を及ぼす可能性がある。したがって、地域住民及び関係自治体との調整プロセスを適切に確保し、地域の実情を踏まえた合意形成が図られることが重要である。 ２．要望事項 以上を踏まえ、本措置の運用に当たっては、公益性の判断基準の明確化、農地保全の観点からの具体的な制約条件の整理、並びに許可不要化に伴う審査機能の代替措置及び地域調整手続の実効性確保について、制度上又は運用上の担保を講じられたい。	御意見をいただき、ありがとうございます。 総務大臣の認定を受けて鉄塔等提供事業を行う認定鉄塔等提供事業者が、鉄塔等を農地に設置しようとする場合にあっては、許可権者や農業委員会に対し事業計画等の説明を行った上で、農業上の土地利用との調整を十分に行うよう、監督官庁が当該事業者を指導監督するようにしてまいります。

農林水産省「農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」についての意見となります。 本改正案の「認定鉄塔等提供事業」の「等」については意図せず大きな範囲を含んでしまう可能性があるため再検討をお願いいたします。 農地法は農地を農地として正しく活用するためにある法案です。食料自給率の極めて低い我が国、日本において、農地以外の活用は厳しく制限するべきと考えます。農地が活用されていないのであれば、農地として活用する方法を日本はもっと検討、模索していくべきではないでしょうか。国の指導の元、農業振興地域が農業により活性化することを望みます。	改正後の農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則において許可不要等の対象とする「鉄塔等」は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第54条の２第１項各号に掲げられるものであり、御指摘のように「意図せず大きな範囲を含んでしまう可能性がある」とは考えておりません。 農林水産省といたしましては、引き続き、食料生産の基盤である農地の確保に向けて、適切な制度運用を行ってまいります。
【１】認定鉄塔等提供事業者の定義と資本構造の明確化を求める 農地法施行規則改正案(農地法規則第29条及び第53条関係)では、農地転用許可不要の対象を「認定鉄塔等提供事業者」としている。しかし、条文上では事業者の資本構成や国籍に関する制限が明確に規定されていない。 通信インフラは国家の基幹インフラであり、鉄塔会社の所有・管理主体が実質的に外国資本に支配されるリスクがある。海外ではインフラファンドや外国政府系資本による鉄塔事業者買収が散見され、日本でも同様の事態が想定される。 よって、認定事業者の外資比率・実質支配の上限を条文上で明確化することを強く求める。	【１】について 改正後の農地法施行規則上は、農地転用許可不要の対象が電気通信事業法第143条の５第１項に規定する認定鉄塔等提供事業者によるものであることを明示するかたちで規定することとしています。 なお、同事業者は、総務大臣による認定を通じて、公正かつ公平な事業運営が担保されているものと承知しております。
【２】農地転用特例の適用範囲が広すぎる 改正案では、鉄塔本体だけでなく鉄塔設置に必要な道路・索道の敷地まで農地転用許可不要としている。 このため、地方自治体・農業委員会によるチェック機能が事実上排除され、土地利用の範囲が過度に拡大する可能性がある。特例の適用範囲は鉄塔本体に限定すべきである。	【２】について 情報通信に必要な鉄塔等については、その公共性を踏まえ、農地転用許可を不要としているところ、鉄塔等の設置や保守点検等のために必要な道路や索道も含めて許可不要の対象とすることが適当と考えております。 なお、総務大臣の認定を受けて鉄塔等提供事業を行う認定鉄塔等提供事業者が、鉄塔等を農地に設置しようとする場合にあっては、許可権者や農業委員会に対し事業計画等の説明を行った上で、農業上の土地利用との調整を十分に行うよう、監督官庁が当該事業者を指導監督するようにしてまいります。
【３】既存の安全保障・外資規制制度ではカバーされない可能性 現行の制度として、外為法による投資審査、経済安全保障推進法、重要土地等調査法が存在するが、本件特例に関連する農地転用を通じた認定鉄塔等提供事業者の土地取得や鉄塔設置はこれら制度の審査対象外となる可能性が高い。	【３・４】について 頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。 なお、認定鉄塔等提供事業者は、総務大臣による認定を通じて、公正かつ公平な事業運営が担保されているものと承知しております。

外為法：重要インフラ投資審査の対象外となる場合がある 経済安全保障推進法：農地転用や土地取得自体は審査対象外 重要土地等調査法：山間部・農村部の通信インフラ用地は対象外 よって、省庁横断的制度だけに依存しても、外資による実質支配のリスクは残る。 【４】安全保障・省庁連携の明示を求める 農水省主体の制度設計では、安全保障視点が十分に反映されていない。 総務省、経産省との連携・横断的評価 認定事業者の資本規制・国籍制限 農地転用特例の範囲制限 を条文上明示することで、通信インフラの安全性と国民の信頼を確保することが不可欠である。 【提言】 ＊　認定事業者の定義に、国籍・外資比率・実質支配の制限を明記すること ＊　農地転用特例の対象を鉄塔本体のみに限定し、道路・索道等を含めないこと ＊　制度設計段階で安全保障リスク評価を行い、経産省・総務省との連携を条文上で明示すること 以上により、公共インフラの安全性を確保しつつ、通信インフラ整備の円滑化を両立することを強く求める。	【提言】について 上記回答のとおりです。
反対。農地を壊すな。	頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、今般の省令改正により許可不要等の対象となる工作物は、従来、許可不要等の対象としている認定電気通信事業者が設置する工作物に内包されるものであり、許可不要等の対象が拡大するものではございません。
農地の転用規制に例外措置をどんどん増やしていけば、ますます農地が縮小し、食料自給率の向上もままならなくなってしまいます。	
「農地の保護」と言って 農地法を農家に強制しておきながら、政府・行政や企業は 無視していいとは、一体 どういう了見か? 農地法の意味が無くなってしまうではないか。小規模農地の売買を禁じる一方で、農地以外への地目変更をしての売却は可能など、実際に 農地・農家の為ではなく、開発目的の法律にしか思えない。原則を守り、企業であろうと行政・企業も転用禁止に従わせるべきだ。	